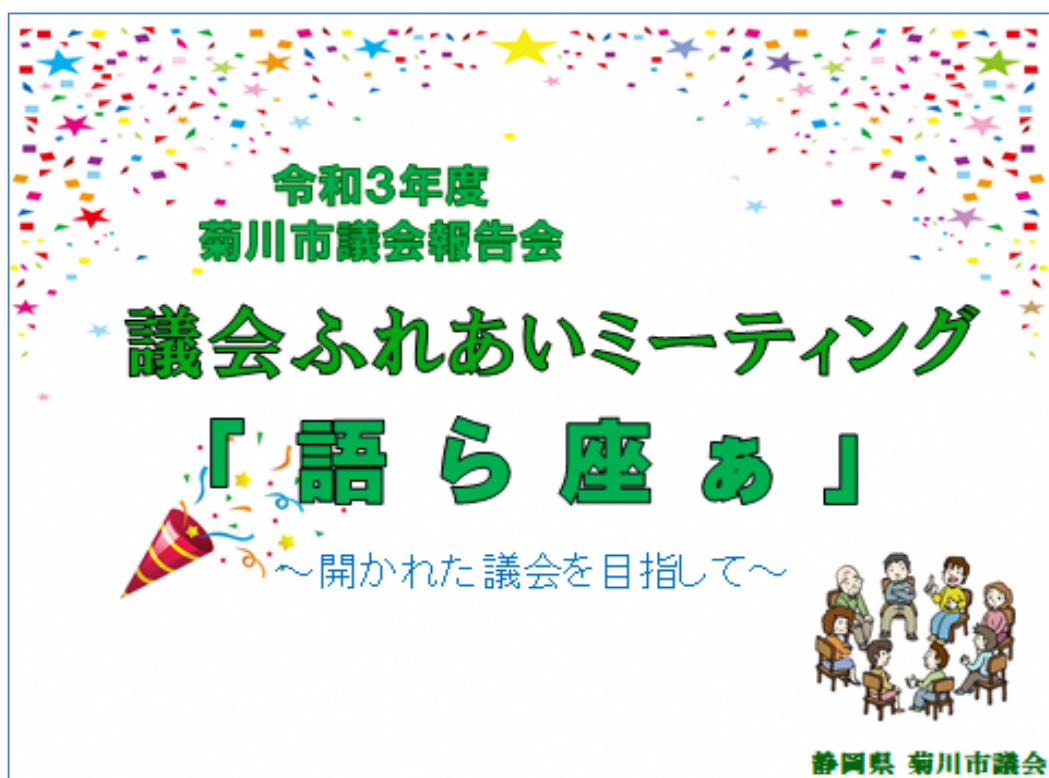


令和3年度 議会報告会 配布資料



各ページの二次元バーコードで、関連のホームページがご覧になれます。





市議会の仕事



市議会の仕事



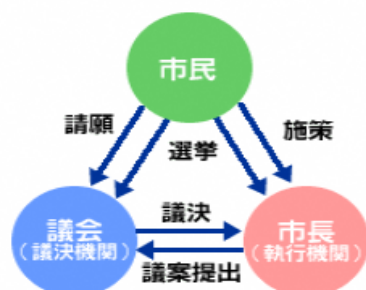
© 菊川市

市議会とは（議決機関と執行機関）

市政を推進する主体は市民の皆さんですが、実際に市政を行う仕組みとして、議決機関と執行機関があります。

市議会は議決機関と呼ばれ、市民の求める市政の基本的な方針について、議案などの審議を通じて決めていきます。そして、市長や教育委員会などの執行機関は、この議会の決定に沿って仕事を進めることになります。そこで、両者の関係は、「市政の両輪」とも呼ばれています。

このように、議決機関である市議会と執行機関とは、お互いの立場を尊重しつつ、チェックアンドバランスの機能を生じながら、市政を適正に運営する仕組みになっています。



市議会の役割



© 菊川市

議員の兼職の禁止

市議会議員は国会議員、他の議会の議員（一部事務組合の議員は除く。）、地方公共団体の常勤の職員と兼ねることができません。その趣旨は、議員がその職務を遂行する場合に、その兼職が支障となることを排除することにあります。

議員の兼業の禁止

議会の議員は当該地方公共団体に対し、請負をすることと、請負をする法人の役員になることを禁止されていますが、その趣旨は、議会運営の公正を保证するために設けられているものです。

議長と副議長

議会は、議員の中から議長及び副議長を選挙で選びます。

議長は、市議会を代表し、議会という合議体の意思を外に向かって表す立場にあります。たとえば、議会の代表として、国会や関係行政庁に意見書を提出します。議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を処理します。副議長は、議長に病気などの事故があるとき、又は欠けたときに議長の代わりにその職務を行います。

議決

執行機関が仕事を進めるために、市議会の議決を必要とするものは、地方自治法第96条第1項で15項目を規定しています。

主なものは、次のとおりです。

- 条例を制定したり改正又は廃止すること。
- 予算を定めること。
- 決算を認定すること。
- 予定価格1億5000万円以上の工事などの請負契約を締結すること。
- 予定価格2000万円以上の財産の取得や処分をすること。

同意

市長が選任する重要な人事（副市長、教育委員、監査委員など）は、市議会の同意が必要です。

選挙

議会における意思決定は、通常、議決によって行われますが、特定の職の者を選ぶときは、選挙により意思決定を行います。

議会が選挙を行う主なものは、次のとおりです。

- 議長と副議長の選挙
- 仮議長（議長及び副議長とともに事故があるとき選挙される）の選挙
- 選挙管理委員と補充員の選挙
- 一部事務組合議会議員の選挙 など

調査・検査

市の行政が、議会の議決どおりに行われたかどうかを調べるための権限です。

意見書の提出・決議

市議会は公益に関する事件につき、国会や関係行政庁に意見書を提出することができます。公益に関する事件であれば、国などの事務に関して、意見書を提出し、適切な対策を講じるよう要望することができるものです。また、市議会は自らの意思を内外に明らかにするための決議を行うこともあります。

請願（陳情）の審査

市議会は、請願（陳情）を審査し、本会議で採択された請願のうち、必要があるものは、その結果を市長などの執行機関へ送ります。

市政のチェック

本会議での議員による一般質問や委員会での質疑・質問を通じて、市政の方針や行政が公平・公正かつ効率的に運営されているかどうかを質しています。

菊川市議会の概要

1. 議員 (令和3年4月1日現在)
 ①任 期：令和3年1月30日～令和7年1月29日
 ②議員数：条例定数 17人・現員 17人(うち女性4人)
 ③年齢階層別議員数(人)

年齢別	25～30	31～40	41～50	51～60	61～65	66～70	71～75	平均
人数	2	0	1	2	5	2	5	60.65歳

2. 議会の機構
 ①常任委員会：総務建設委員会 9人 教育福祉委員会 8人
 ②特別委員会：一般会計予算決算特別委員会 17人
 ③議会運営委員会 定数 7人
 ④議会だより編集委員会、議会報告企画委員会、政策討論会幹事会
 ⑤議会改革推進委員会、議会ICT推進会議 など

静岡県 菊川市議会

市議会の概要



市議会の概要

© 菊川市

1 議 員

(1)任 期：令和3年1月30日～令和7年1月29日

(2)議員数：条例定数 17人・現員 17人(うち女性4人)
 ※22人から5人削減。(平成20年6月定例会で定数条例改正)

(3)会派別議員数(人) (令和3年6月1日現在)

会 派 名	みどり 2 1	市民ネット	無所属
所属議員数	1 3	2	2

(4)年齢階層別議員数(人)

年齢別	25～30	31～40	41～50	51～60	61～65	66～70	71～75	平均
人数	2	0	1	2	5	2	5	60.65歳

(5)期数別議員数：1期6人 2期6人 3期4人 4期1人

(6)議長等の任期：正 副 議 長 2年(内規による)
 委員会正副委員長 2年(委員会条例による)
 議会選出監査委員 2年(内規による)

2 議会の機構

(1)常任委員会

委員会名	定員	所 管 事 項
総務建設委員会	9	総務部、危機管理部、企画財政部、建設経済部、生活環境部(下水道課及び水道課の所管に関する事項に限る。)、消防本部(消防署を含む。)、会計課、監査委員事務局、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び農業委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項
教育福祉委員会	8	生活環境部(下水道課及び水道課の所管に関する事項を除く。)、健康福祉部、こども未来部、教育委員会及び市立総合病院の所管に属する事項

(2) 特別委員会

委員会名	定員	所管事項	設置年月日
一般会計予算決算 特別委員会	17	一般会計の予算、補正予算及び決算 の審査	R3. 2. 15

(3) 議会運営委員会

① 定数

7 人（正副議長はオブザーバーとして出席）

② 構成と選出方法

各常任委員会から選出

（総務建設委員会から 4 名、教育福祉委員会から 3 名）

(4) 委員会・全員協議会・会派代表者会議等の開催状況

区 分	会期中の 開催 回数	閉会中の 開催回数	計
議会運営委員会	25 回	14 回	39 回
総務建設委員会	4 回	5 回	9 回
教育福祉委員会	4 回	5 回	9 回
一般会計予算決算特別委員会	10 回	0 回	10 回
〃 総務建設分科会	9 回	0 回	9 回
〃 教育福祉分科会	9 回	0 回	9 回
全員協議会	3 回	11 回	14 回
会派代表者会議	6 回	2 回	8 回

(5) その他会議等の開催状況

区 分	会期中の 開催回数	閉会中の 開催回数	計
議会報告会	0 回	0 回	0 回
議会報告企画委員会	3 回	3 回	6 回
政策討論会	1 回	3 回	4 回
政策討論会幹事会	8 回	5 回	13 回
議員研究会	0 回	1 回	1 回
議会改革推進委員会	1 回	3 回	4 回
I C T推進プロジェクト会議	0 回	1 回	1 回
議会だより編集委員会	6 回	4 回	10 回

菊川市議会災害時業務継続計画

「議会BCP」制定 2020.11.1

- ・非常時における議会・議員・事務局の役割や対応を明文化し、被害拡大防止と平常運用への早期回復を図る
- ・先進議会の事例を基に菊川型へ集約
- ・検討委員会により素案を作成し、議運・全協・執行部との協議を経て制定



静岡県 菊川市議会

災害時業務継続計画

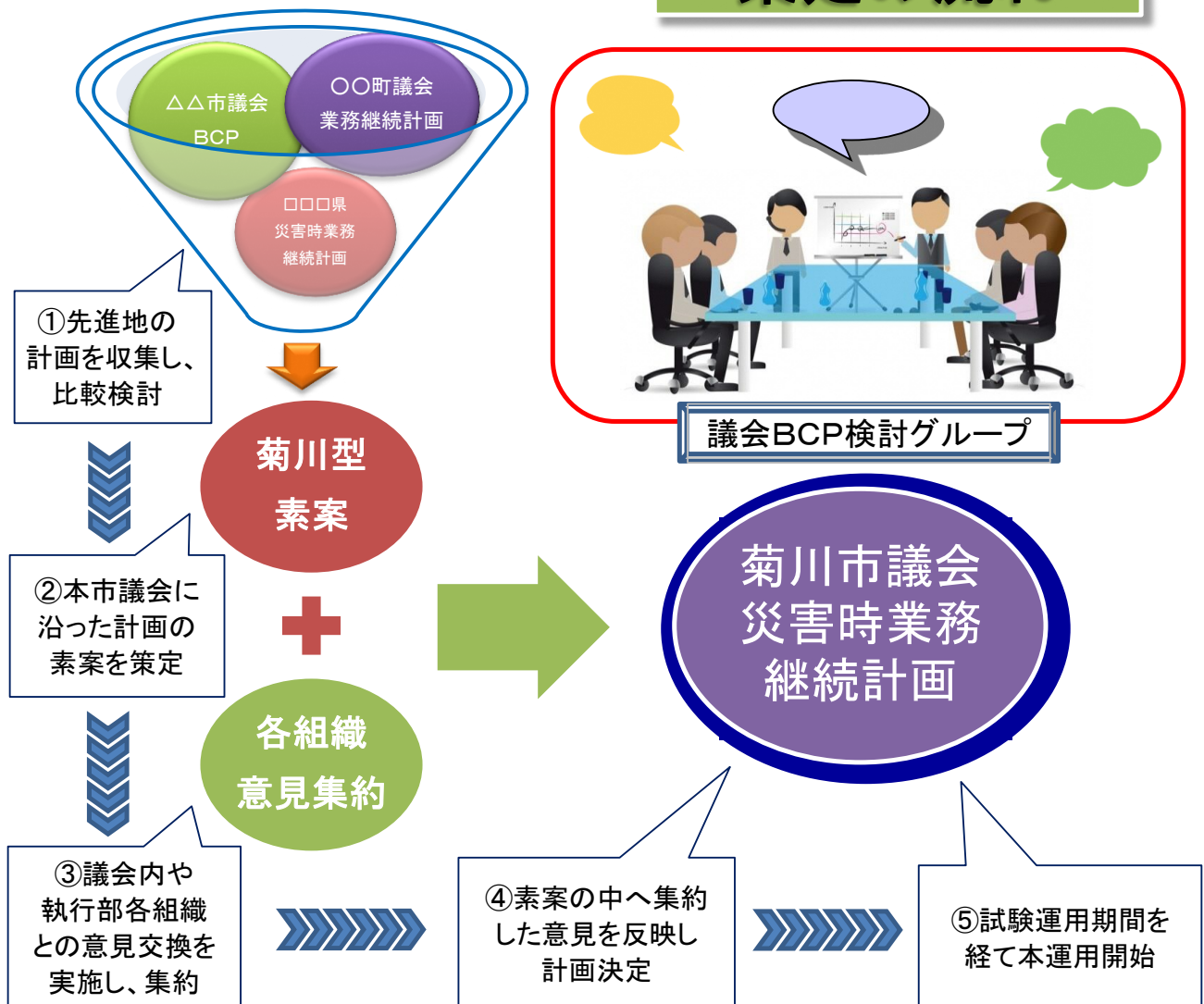


議会BCP



© 菊川市

策定の流れ



※ ただし、現在発生している新型コロナウイルス感染症のような事案に関しては、状況によって対応が様々であるため、必要に応じて「対応マニュアル」等を策定する。



災害時業務継続計画



議会災害対策
会議設置要綱



© 菊川市

議会BCPの主な内容



議会災害対策会議

議会は災害発生時にも機能を維持するため、「菊川市議会災害対策会議」を設置し、市対策本部と一丸となって災害対応にあたる



代替施設

本庁舎が使用できない場合の議場の代替施設

- ① 菊川文庫 会議室
- ② 小笠図書館 会議室



オンライン会議

登庁が困難な場合にはタブレット端末のビデオ通話機能等を活用し、テレビ会議方式により災害対策会議に参加するよう努める



情報収集へタブレット端末の活用

災害に関する各種情報等の収集はタブレット端末の写真・動画撮影機能等の活用に努める



防災訓練

議会BCPの実効性を高めるため、議員及び議会事務局による防災訓練を適宜実施する



不断の見直し

本計画の内容に変更すべき事由が生じた場合は、見直し・更新を適宜行う



昨年の政策討論会から



政策討論会



© 菊川市

政策討論会の流れ

政策討論会の
テーマを「風水
害の防災対策」
に決定

班ごとに分担意見
交換や実情調査

- ・A班 河川
- ・B班 土砂災害
- ・C班 避難

全体会で各班
発表 意見交換



全体会にて
最終調整

幹事会にて提言
(素案)の作成

全体会で提案
の発表、意見
交換すべての
意見を幹事会
でまとめる



市長へ提言書
を提出

市長より回答
書を受理

継続して、事
業・決算など
でチェック



菊川市議会政策討論会からの提言書
「風水害の防災対策」

地球の温暖化が大きな要因と思われる異常気象が毎年のように続き、一時間当たりの局地的豪雨で 100 ミリを超過するような大雨の報道がされても驚きすら感じない状況になってきております。このような現状において、国土交通省が整備を進めている河川は、甚大化しつつある豪雨を想定した設計にはなっていないため、日本の各地で越水や破堤、浸水被害をひきおこし、また、山間部のみならず平野部においても土砂災害などが多発しています。

去年は、菊川市におきましても台風 19 号による河川の越水や家屋の浸水、土砂災害など数多くの被害が発生しましたが、昨年だけでなく、過去においても風水害による多くの災害が発生しております。

このようなことを踏まえ、菊川市議会としましては、令和 2 年度の政策討論会のテーマを「風水害の防災対策」と定め、「河川」「土砂災害」「避難」の 3 班を構成することとしました。各班では、現地調査や担当課からの聞き取り調査等をもとに現状の把握をし、把握した現状や過去における情報をもとに課題を洗い出し、解決に向けての協議を重ね、全体会での報告及び情報交換・討論を行いました。

この結果、取りまとめられた政策により少しでも災害の軽減がなされ、「安心安全なまちづくり」の更なる推進が図られるよう以下のとおり提言致します。

なお、本提言に対する検討結果については 12 月定例会中までに報告をお願いします。

記

- ※2 1 流域治水の考え方が今後の河川防災のテーマとなるため、^{はじょう}荒廃農地や溜め池を活用した洪水調整機能の発揮、圃場の遊水池指定、開発行為の規制の厳格化や土地利用指導要綱等の見直しにより、河川への一時的な流入量の調整について検討すること。 ※3
- 2 山林の保水能力を高めるために、山林管理の適正化や広葉樹林の拡大が講じられるような支援施策を検討すること。
- 3 土砂災害の被害軽減のため、まず土砂災害警戒区域における危険度などの調査・判定を行い対策の優先順位をつけて事業を進めること。また、個別でも対応できる住宅補強支援制度等の創設を視野に入れ更なる対策を進めること。
- 4 倒木によって引き起こされる住宅や河川及び道路等への被害を軽減させるため、危険な樹木への事前対策が講じられるような支援施策を検討すること。
- 5 情報の伝達においては、伝達状況を把握するための調査を実施し、避難情報が全戸へ確実に伝わるシステムを構築すること。さらに被害状況の変化に対応した災害情報の発信方法について検討を行うこと。
- 6 避難においては、地域ぐるみの協力体制を整えるとともに、災害に対応した避難所設置場所の見直しや一時避難場所の確保等を行い、それぞれに合ったマニュアルを作成すること。
- 7 マイタイムラインの作成については、目標を定め、その目標が達成できるよう支援体制の強化を図ること。 ※4
- 8 菊川市だけで解決が困難な課題については、国・県・関係自治体等に対し解決に向け積極的に働きかけを行うこと。

以上

市長(執行部)からの回答

提言書の各項目に対し、関係部局から「現状」、「課題」、「今後の方向性」について回答書により全議員で説明を受けました。
議会として、今後の事業施策や決算審査等の各段階でチェックしていきます。

1.流域治水の考え方が今後の河川防災のテーマとなるため、荒廃農地や溜め池を活用した洪水調整機能の発揮、圃場の遊水地指定、開発行為の規制の厳格化や土地利用指導要綱等の見直しにより、河川への一時的な流入量の調整について検討すること。

菊川流域治水協議会

荒廃農地、溜め池を活用した治水調整機能の発揮、圃場の遊水地指定

開発行為の規制や土地利用指導要綱等の見直し

2.山林の保水能力を高めるために山林管理の適正化や広葉樹林の拡大が講じられるような支援施策を検討すること。

山林管理の適正化や広葉樹林の拡大の支援施策

3.土砂災害の被害軽減のため、まず土砂災害警戒区域における危険度などの調査・判定を行い、対策の優先順位をつけて事業を進めること。また、個別でも対応できる住宅補強支援制度等の創設を視野に入れ更なる対策を進めること。

土砂災害警戒区域における対策の優先順位

住宅補強支援制度等の創設

4.倒木によって引き起こされる住宅や河川及び道路等への被害を軽減させるため、危険な樹木への事前対策が講じられるような支援施策を検討すること。

危険な樹木への事前対策

5.情報の伝達においては、伝達状況を把握するための調査を実施し、避難情報が全戸へ確実に伝わるシステムを構築すること。更に被害状況の変化に対応した災害情報の発信方法について検討を行うこと。

避難情報が全戸へ確実に伝わるシステムを構築

被害状況の変化に対応した災害情報の発信方法

6.避難においては、地域ぐるみの協力体制を整えるとともに、災害に対応した避難所設置場所の見直しや一時避難場所の確保を行い、それぞれに合ったマニュアルを作成すること。

災害に対応した避難所設置場所の見直しや一時避難場所の確保

7.マイタイムラインの作成については、目標を定め、その目標が達成できるよう支援体制の強化を図ること。

マイタイムラインの作成目標を定め、支援体制を強化

8.菊川市だけで解決が困難な課題については、国・県・関係自治体等に対し、解決に向け積極的に働きかけを行うこと。

国・県・関係自治体への働きかけ

各会計当初予算審査

予算決算特別委員会

・一般会計当初予算

総務建設委員会

・水道事業会計
・下水道事業会計
・（土地取得特別会計）

教育福祉委員会

・国民健康保険特別会計
・後期高齢者医療特別会計
・介護保険特別会計
・病院事業会計



静岡県 菊川市議会

各会計予算審査



予算決算特別
委員会メンバー



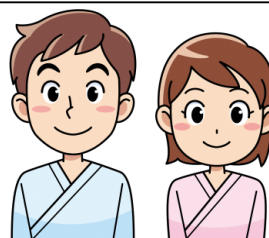
© 菊川市

審査された各会計別予算

一般会計 191億 500万円



国民健康保険特別会計 45億9,130万円



後期高齢者医療特別会計 4億9,582万円



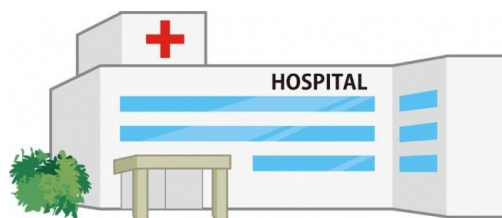
介護保険特別会計 37億1,396万円



土地取得特別会計 1千円



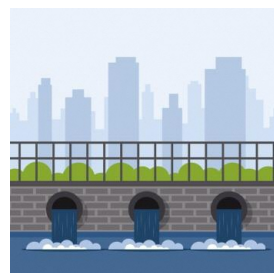
病院事業会計 66億9,673万円



水道事業会計 18億9,012万円



下水道事業会計 11億 254万円



令和3年度一般会計予算審査

◆ 総務建設分科会

- ・河川維持管理費
- ・都市計画総務費
- ・農業振興費
- ・工業振興費 他



◆ 教育福祉分科会

- ・発達支援事業費
- ・生活保護費
- ・放課後児童クラブ運営事業費 他



静岡県 菊川市議会

各会計予算審査



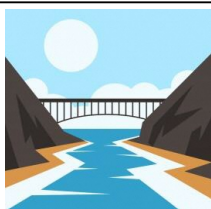
分科会メンバー



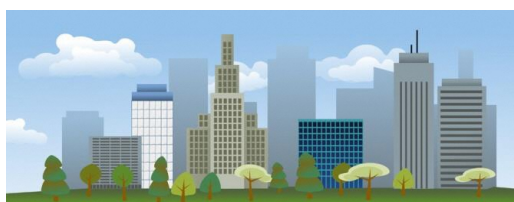
© 菊川市

総務建設分科会で審査された主な事業費

河川維持管理費 4,005万円



都市計画総務費 1億2,019万円



農業振興費 3,985万円



工業振興費 1億 817万円



教育福祉分科会で審査された主な事業費

発達支援事業費 622万円



生活保護費 1億 837万円



放課後児童クラブ運営事業費
6,692万円



令和3年度の予算
につきましては
広報菊川の4月号
に詳しい内容が
記載されています。



広報菊川 4月号
vol. 284

© 菊川市



市民説明会について

- 更に、詳しい説明が聞きたい・・・
- 他のことについても、説明してほしい・・・
- 特に何もなければ、議員と話がしたい・・・



どんな内容でも結構です。
菊川市議会では、希望される
市民の皆様と意見交換
を行う、**市民説明会**を
開催しています。



静岡県 菊川市議会

市民説明会について



© 菊川市

(HP下段の「お問い合わせ」から)

議会事務局
問合せ先

- もっと詳しい説明が聞きたい
- 別の件で、聞きたいことがある
- 何でもいいから、議員と話したい など
そんなときは・・・



市民説明会という方法があります!!



© 菊川市

菊川市議会基本条例

第13条 3項

委員会は、市民からの要請に応じて審査の経過等を、説明するため、市民説明会を積極的に行うよう努めるものとする。

市民説明会(委員会)概要

対象者

- ・市民(市内に在住する個人及び市内で活動する法人その他の団体)とする。
- ・概ね10人以上を目安とする。

実施日時

- ・概ね午前9時～午後9時の間で開催し、土日も実施する。
- ・時間は概ね2時間を目安とする。

会場

- ・会場の手配は申請者をお願いする。(お金がかかる場合は申請者の負担)
- ・原則として市内で開催する。

内容

- ・委員会での審査案件・経緯・結果について説明し、意見交換をする。

手続き

- ・議会事務局で受付し(電話も可)、その後、委員長と申請者が協議して詳細(会場、日時、内容等)を決定する。

※議会事務局まで、お気軽に ご連絡ください。

【用語解説】

※1「BCP」(P6)

Business Continuity Plan ビジネス コンティニューイティー プラン(業務継続計画)
議会機能をおおむね平常に運用できるまでの期間を想定し、当該期間における議会、議員等の役割や具体的な取り組み等について定めた計画のこと。

※2「流域治水」(P9)

河川の増水を河道から計画的にあふれさせて制御する、いわば「あふれた水を横に広げる」治水のこと。河道に抑え込む水害対策では、流下能力の向上を目指し、川床からの土砂掘削や堤防の整備・強化を行うのに対して、流域治水では、遊水、貯留機能の向上や土地利用の見直しも含めて行う。

※3「圃場(ほじょう)」(P9)

耕作する農地

※4「マイタイムライン」(P9)

台風や大雨の水害等、これから起こるかもしれない災害に対し、一人ひとりの家族構成や地域環境に合わせて、あらかじめ時系列で整理した自分自身の避難行動計画のこと。